

医療的ケア児の幼稚園入園について（案）

(1) 区（児童・家庭支援センター）への相談

児童・家庭支援センターにおいて、就園相談をお受けしています。お子さんの成長の様子やご家庭の様子や就園先のご希望についてお話を伺い、必要な資料等についてご説明します。



(2) 就園支援ファイルの作成

保護者は、お子さんに関する医師診察記録、心理検査結果等を児童・家庭支援センターへ提出します。

※区立保育園では、入園申込時に主治医の意見書を求めている。なお、都立学校における医療的ケア実施の手引き（改訂）においては主治医の意見書は求めている（令和5年10月現在）。



(3) 指導課の行動観察

療育機関等に指導課による行動観察を実施します。



(4) 入園の可否について検討

就園支援委員会で、資料に基づき、総合的な観点からお子さんの入園の可否と園での対応について検討します。



(5) 入園申込

幼稚園の入園申込をします。



(6) 就園先との打合せ

就園先が決定したら、保護者・園・児童・家庭支援センター・指導課等により、就園予定校での受け入れ態勢について打合せを行います。医療的ケア実施申請書、医療的ケア指示書の提出が必要です。



(7) 人員配置や環境設定について

人員配置や環境設定について、園、指導課、その他関係各課で検討します。